

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 南摩ダム管理棟エレベータ設備点検業務(オープンカウンタ方式による調達)
- 2 施 行 場 所 栃木県鹿沼市上南摩町神谷2958番地4
独立行政法人水資源機構思川開発建設所 南摩ダム管理棟
- 3 業 務 期 間 令和7年 4月 1日から令和8年 3月 31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 参 加 要 件 本店、支店又は営業所が栃木県内に所在しており、かつ、当機構における令和3・4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者であること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和7年3月10日 16:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 思川開発建設所 経理課
FAX 0289-85-1211
 - 5)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年3月11日16:00までとします。
 - 6)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。**
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の毎月支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

南摩ダム管理棟エレベータ設備点検業務

仕 様 書

令和 7 年 2 月

独立行政法人水資源機構
思 川 開 発 建 設 所

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1 適 用

この仕様書は、「南摩ダム管理棟エレベータ設備点検業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1-2 業務の概要

本業務は、南摩ダム管理棟内に設置されているエレベータ設備の機能を正常に維持し円滑な運用を図るため点検等を行うものである。

1-3 履行場所

栃木県鹿沼市上南摩町字神谷2958番地4

独立行政法人水資源機構 思川開発建設所 南摩ダム管理棟

1-4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、履行期間には、日曜日、祝日、年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第2節 一般事項

2-1 業務履行範囲

本業務の履行範囲は、下表のとおりとする。

設 備 名	数 量	業 務 内 容		備 考
南摩ダム管理棟 エレベータ設備	1 基	定期点検（月点検）	12回	※東芝エレベータ ※POG契約
		法定点検（年点検）	1回	

2-2 業務の履行体制等

1. 点検従事者

- (1) 受注者は、業務を遂行するにあたり、点検従事者を定め、業務計画書に記載すること。なお、変更が生じた場合は、速やかに監督員に報告を行うこと。
- (2) 点検従事者は、現場作業における自覚と意識の高揚、ならびに現場作業における責任者を明確にするために、腕章等を常に着用または携帯するものとする。
- (3) 点検従事者（当該業務に直接従事する者）は、当該設備の製作会社及びこれと同等程度とみなされる機械設備等製作会社（以下「同等会社」という。）又は支店、営業所の技術サービス部門等に所属し、点検の主体的業務を行う者。また、同等会社以外の会社（メンテナンス専門会社を含む）に所属している上記と同等の者を言う。

2-3 準拠規定

受注者は、設計図書によるほか、次の基準等に準拠するものとする。

1. 機械設備管理指針（独立行政法人水資源機構）

- 2. エレベータ構造規格 (厚生労働省)
- 3. 日本エレベータ協会基準 (日本エレベータ協会)
- 4. JIS A 4302 昇降機の検査基準 (日本工業規格)

2-4 提出図書

受注者は、次の書類を監督員に提出するものとする。

1. 業務着手前に提出するもの

- ・業務計画書 1部

業務計画書には、「計画工程（月点検・年点検）」、「点検実施要領」、「緊急時の連絡体制及び対応」等を記載する。また原則、各年度当初の計画工程、点検従事者や連絡体制等の変更時に提出するものとする

2. 業務進捗にあわせて提出するもの

原則、点検実施後速やかに提出するものとする。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 点検報告書（点検表） | 1部（月点検毎） |
| (2) 点検写真 | 1部（月点検毎） |
| (3) 定期検査報告書 | 1部 |
| 3. その他監督員が指示したもの | 必要部数 |

2-5 貸与図書

本業務において、必要がある場合は次の図書を貸与または閲覧できるものとする。

また、貸与または閲覧の場所・期間については、監督員と協議するものとする。

- (1) 本業務対象設備の完成図書
- (2) 本業務対象設備の過去の点検・整備報告書
- (3) その他監督員が必要と認めたもの

2-6 点検実施日について

臨時点検の実施日については、予め監督員の了解を得た上で決定するものとする。

2-7 不具合発見時の対応

本業務の履行中に不具合等を発見した場合は、速やかに監督員に報告するものとする。

なお、不具合の状況により、新たな協力業者の必要性、点検人員の大幅な増員、或いは、大幅な工程延期が必要な場合は、発注者及び受注者間で協議し、対応方針を決定するものとする。また、本業務の履行期間中に監督員が不具合等を発見した場合においても、同様に対応するものとする。

2-8 業務中の安全管理

1. 安全施設の設置

受注者は、業務中のすべての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災、衛生等の現場管理に万全を期さなければならない。

2. 作業前後の連絡と確認

点検作業開始前には監督員と連絡をとり、設備の運用状況・運用予定および点検時の設備操作可能範囲を確認した後に作業を開始することとし、作業開始前の設備状態について記録を行うものとする。

2－9 休日作業

本業務は原則として土・日・祝日および機構指定の休日には作業を行わないものとする。

2－10 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、業務の履行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠するものとする。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督員に提示を依頼するものとする。

2－11 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 点 検

第1節 設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、別表－1「エレベータ設備仕様一覧表」に示すとおりである。

第2節 点 検

2－1 点検項目

点検項目は、別表－2「エレベータ設備点検項目表」を参考として必要な点検を行うものとし、点検表の様式は受注者の様式とする。

2－2 点検等

1. 定期点検

点検時に技術者を派遣し、毎月1回（年間計12回）の月点検を行うものとする。

2. 法定点検

点検時に技術者を派遣し、年間1回の年点検を行うものとする。なお、点検時期については監督員と調整するものとする。

3. 定期検査報告申請

年点検実施後、定期検査報告書を監督員に提出し、確認を受けた後に特定行政庁に対して建築基準法第12条三項に基づく定期検査報告を行うものとする。

2－3 点検作業

1. 点検に必要な器具、資材等は、すべて受注者の負担にて用意するものとする。

2. 点検前には、第三者が誤って設備を使用しないように、看板の設置等による進入防止措置を行うなど周知徹底し危険防止措置を行うこと。

3. 点検前には、汚れ等を拭き取るなどの清掃を行い、適切な点検が出来るように措置しなければならない。

4. 給油脂等は、点検を実施しながら状況に応じて、毎回、隔回等の整備基準を設けて実施しなければならない。また余剰となった油脂等は、速やかに除去しなければならない。

5. 設備に付着した塵埃等は、点検の都度除去しなければならない。

ただし、特別に足場等が必要である場合、小規模な作業と判断出来ない場合または設備の運用に影響があり監督員が実施しないと判断した場合を除く。

6. 年点検は、一級建築士、二級建築士、建築基準適合判定資格者、国土交通大臣の登録を受けた者が認定する昇降機等検査員のうち、いずれかの資格を有する者により実施するものとする。

7. 点検作業終了時にはエレベータ機械室入口扉等の必要な施錠等を確実に実施するものとする。

8. 点検により機器の調整が生じた場合は、本業務の範囲にて行うものとする。また、次に示す部品交換等の必要が生じた場合にも本業務に含むものとする。なお、交換した部品等は受注者の責により適切に処分を行い、その結果を報告するものとする。

- ・ヒューズ類

- ・ランプ類（インジケータ及びかご照明）

- ・補充用油脂類（潤滑油及びグリス）

9. 設備の運転操作及び本業務に必要な低圧電力（ただし、引渡可能な場所及び容量に限る）は、無償にて使用できるものとする。

2－4 点検結果

1. 機構に提出するすべての点検結果を確認しなければならない。
2. 点検結果のすべてにおいて技術的な判断を行わなければならない。

ただし、点検レベルに応じて管理技術者を補佐して専門的な判断を行う者を選定しても良いものとする。その場合には、業務計画書に当該者が担当する専門的な判断の範囲を記載しなければならない。

2－5 その他

受注者は当該エレベータの点検時に閉じ込め事故・不具合等が発生した場合において、通話及び速やかに救助することができるよう、24時間連絡がとれる体制を整えることとする。また、閉じ込め事故・不具合等が発生したときは監督員にも連絡を行うものとする。

－ 以 上 －

別表－ 1

エレベータ設備仕様一覧表

設 備 の 名 称		南摩ダム管理棟エレベータ設備
場 所	淀川水系	利根川水系
	地 名	栃木県鹿沼市上南摩町地内 南摩ダム
台 数		1 基
操 作 方 法		方向性乗合全自動方式
制 御 方 式		インバータ（ギアレス）
用 途		乗用
積 載 荷 重		7 5 0 k g
最 大 定 員		1 1 名
昇 降 速 度		4 5 m / m i n
か ご	内 法	間口：1. 4（m）、奥行1. 3 5（m）、面積1. 8 9 m ²
	出 入 口 形 式	2 枚戸中央開き式,
	寸 法	間口：0. 8 m, 高さ：2. 1 m
乗 り 場	出 入 口 形 式	2 枚戸中央開き式
	停 止 階	2 階
付 属 設 備		地震時管制運転装置

エレベータ設備 点検項目表

総 称	詳 細 箇 所	総 称	備 考
運転状況	戸開閉状態	昇降路	昇降路用品
	ドア開閉状態		昇降路状態
	戸閉め安全装置の動作状態		リミットスイッチの動作状態
	走行状態		メインロープの状態
	かごの走行状態		調速機ロープ状態
	かごの着床状態		各シーブの状態
	オペレーション		ガイドレールの状態
	呼び応答状態		テールコードの状態
かご	かご室		コンペン装置（チェーン・ロープ）の状態
	かご室内意匠の状態		つり合いおもり
	外部連絡装置の機能		つり合いおもりの状態
	停電灯の動作状態		つり合いおもりがイトシュー（ローラ）の状態
	かご室内操作盤の状態		ピット
	かご室照明の状態		ピット状態
	かご室ファンの動作状態		暖衝機の状態
	かご戸		調速機テンショナーの状態
	かご戸の状態		制御盤
	かご戸シルの状態		制御盤状態
	かご戸スイッチの動作状態		基板・継電器などの動作状態
	ドア開閉装置の動作状態		巻上機
	ドア制御装置の状態		巻上機の動作状態
	かご機器		各シーブの状態
	かご上の状態		ブレーキ
	ガイドシュー（ローラ）の動作状態		ブレーキの動作状態
	着床スイッチの動作状態		ブレーキ手動開放装置の動作状態
	かご非常止め装置の状態		調速機
	荷重検出装置の動作状態		調速機の動作状態
	各シーブの状態		
出入り口	乗り場		
	乗り場操作盤作動動作状態		
	乗り場戸		
	乗り場戸の状態		
	乗り場戸シルの状態		
	乗り場戸係合装置の状態		
	インターロック装置の状態		
	乗り場戸スイッチの動作状態		

様式第 2 号

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 7 年 2 月 2 5 日に交付された南摩ダム管理棟エレベータ設備点検業務の見積依頼書
等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじ用数値として 3 ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。